

広島市水道局広告マット設置要領

(要旨)

第1条 この要領は、広島市水道局庁舎における広告マットの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告マット 広島市水道局庁舎の出入口に設置する玄関マットで、その表面に広告が掲載されるものをいう。
- (2) 設置希望者 広告マットに広告を掲載することを希望する者（以下「広告主」という。）又は広告マットの製作を希望する者（以下「製作者」という。）で、広告マットの設置を希望するものをいう。
- (3) 設置予定者 設置希望者のうち、「広島市水道局広告掲載要綱」に規定する広島市水道局広告審査会（以下「広告審査会」という。）において、設置予定者として決定された者をいう。
- (4) 設置者 第10条の使用許可を受けた者をいう。

(広告マットの規格等)

第3条 広告マットの規格、設置位置及び設置期間並びに広告マットにおいて広告できる面積その他募集に当たっての事項は、別に定める「広告マット募集方法」によるものとする。

- 2 広告マットの色、デザイン等は、設置希望者においてその案を作成するものとする。
- 3 広告マットは、屋外用の玄関マットとして通常有すべき性能を有するものでなければならない。

(設置希望者の募集)

第4条 広島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、設置希望者を募集する。

- 2 設置希望者の募集は、水道局ホームページへの掲載、その他の方法により行う。

(設置の申込み)

第5条 設置希望者は、広告マット設置申込書（様式1）に広告内容、広告マットの仕様が分かるもの及びその他管理者が必要と認める資料を添付し、管理者に提出することにより、広告マットの設置を申し込むものとする。

- 2 管理者は、設置の申込みがあった場合においては、広告審査会の意見を聴くものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。
 - (1) 次条に該当することが明らかである場合
 - (2) 既に設置予定者が決定されており、当該設置期間と申込みのあった設置期間が重複する場合

(設置予定者の基準)

第6条 広告内容が、「広島市水道局広告掲載要綱」及び「広島市水道局広告掲載基準」に基づき適当でないと判断される場合は、設置予定者とししないものとする。

(設置予定者の選定)

第7条 第5条の規定により申し込みをした者が2者以上であるときは、次に定める順序に

より設置予定者を決定する。ただし、特に必要があると認めるときは、順序を変更することができる。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はこれらが出資する法人の広告
 - (2) 公益法人又は公共的団体（前号に掲げるものを除く。）の広告
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者の広告のうち公共的な内容のもの（本市の給水区域内に事業所等を有する者の広告を優先する。）
 - (4) その他の広告（本市の給水区域内に事業所等を有する者の広告を優先する。）
- 2 前項の順序が同じである広告が2以上ある場合は、設置希望期間の長いものを先順序とする。
 - 3 前2項の規定によっても設置予定者を決定できないときは、抽選により決定する。

（設置の期間等）

第8条 設置の期間は、原則として1年を限度とし、「広告マット募集方法」に定める設置期間の範囲内とする。

- 2 設置の期間は、月を単位とする。
- 3 広告マットは、閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条に規定する休日をいう。）等においては、置かない場合がある。

（設置予定者決定通知書等の交付）

第9条 管理者は、設置予定者とするか否かを決定したときは、設置希望者に対し、その結果を設置予定者決定通知書（様式3）又は設置予定者選定結果通知書（様式4）により通知しなければならない。

（企業用固定資産の使用許可）

第10条 設置予定者は、広告マットの設置に際し、あらかじめ地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

- 2 使用許可を受けようとする設置予定者は、広島市水道局固定資産規程（昭和45年水道局規程第9号。以下「規程」という。）第53条第2項に定める使用許可願（使用許可申請書）（様式5）を管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、使用許可の決定をしたときは、設置予定者に対し、使用許可書（様式6）を交付しなければならない。

（設置料）

第11条 広告マットの設置に係る企業用固定資産の使用料（以下「設置料」という。）は、規程第55条第1項に定めるところにより徴収する。

（広告マットの設置の中止及び広告マットの変更）

第12条 設置者は、広告マット設置中止申出書（様式8）により、広告マット設置の中止を申し出ることができる。

- 2 管理者は、前項の規定による申出があった場合は、設置の期間を変更するものとする。
- 3 設置者は、設置している広告マットを他の広告マットに変更しようとするときは、広告内容、広告マットの仕様が分かるものを管理者に提出し、変更の許可を受けなければならない。

（設置料の返還）

第13条 既納の設置料は、返還しない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該

各号に掲げる額を返還するものとする。

- (1) 設置者が、設置期間の初日前に、前条第1項の規定により当該設置の取消しを申し出た場合 設置料の全額
 - (2) 設置者の責めに帰することができない理由によって、設置期間の初日前に広告マットの設置ができなくなった場合 設置料の全額
 - (3) 設置期間中において、本市が当該庁舎の出入口を公用又は公共用に供する必要が生じたこと等により、設置を取り消し、又は変更した場合 設置料のうち広告マットを設置できなかった月数に応じた額
 - (4) 設置者の責めに帰することができない理由によって、設置期間中に広告マットの設置ができなくなった場合 設置料のうち広告マットを設置できなかった月数に応じた額
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号又は第4号の場合において、月の途中に広告マットが設置できなくなったときの当該月分に相当する設置料の返還については、当該月の日割りにより計算する。

(設置者の責任)

第14条 設置者は、掲載した広告の内容について一切の責任を負うものとする。

- 2 設置者は、広告マットの設置に関して、第三者の権利の侵害その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 設置者は、広告マットの欠陥又は広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、設置者の責任及び負担において賠償しなければならない。
- 4 設置者は、広告マットの設置の権利を譲渡してはならない。

(設置の取消し及び変更)

第15条 管理者は、次に該当するときは設置を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 設置者（設置者となっていない製作者及び広告主を含む。以下この条において同じ。）が設置の条件に違反したとき。
 - (2) 本市が当該庁舎の出入口を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
 - (3) 設置者が本市の名誉若しくは信用を失墜し、本市の業務を妨害し、又は本市の事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (4) 設置者の倒産、破産等により広告マットを設置する必要がなくなったとき。
 - (5) 設置者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (6) 設置した広告マットの老朽化等により、その本来の用に耐えなくなったとき。
- 2 管理者は、本市の業務上やむを得ないとき、その他特に必要があると認めるときは、設置者に連絡の上、広告マットの設置を一時中止することができる。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告マットの設置について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。